

表 各投資関連協定の概要

協定の概要		日UAE	日ヨルダン	日モロッコ	日コートジボワール	AJCEP議定書(投資章)
投資財産の定義(注①)		全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇	参入段階				○	○
	参入後	○	○	○	○	○
最恵国待遇	参入段階	○(注②)			○	
	参入後	○(注②)	○	○(注②)	○	
公正衡平待遇		○	○	○	○	○
収用と補償		○	○	○	○	○
アンブレラ条項		○			△(投資契約条項)	
国家対投資家紛争解決手続き		○	○	○	○	○
合同委員会の設置		○	○		○	○

(注)①投資財産の定義について、UAEは天然資源を、ヨルダンとモロッコは公的債務と一部の商業取引債権を協定の対象から除外する。②UAEとモロッコは一部FTAによる例外規定を設ける。

(出所)経済産業省資料より作成